

令和7年版 東社協参考人事給与制度

〈作成の経過〉

1 これまでの経緯

①職員給与公私格差是正事業制度の再構築

平成12年1月、東京都公私格差是正事業制度が「民間社会福祉施設サービス推進費補助事業」（以下、「サービス推進費補助事業」）に再構築されたことにより、各法人、施設において自ら独自の給与制度をつくることとなりました。東京都社会福祉協議会では、各法人、施設がこれまでの公私格差是正事業による各職員の給与格付から法人による給与格付方式に円滑に移行することを支援するため、平成11年度から毎年「東社協民間社会福祉施設モデル給与制度」（以下、「モデル給与制度」）を策定し、法人、施設に参考資料として提示してきました。

②サービス推進費補助事業の再構築

その後、介護報酬の改定や国の人事院による給料額のマイナス勧告、支援費制度の導入等が行われました。そして、平成16年度からはサービス推進費補助事業が、これまでの画一的な補助から「都として望ましいサービス水準を確保するために必要なものに対する補助」及び「他の施設より努力していると認められている内容に対して、その努力が報われる加算」に再構築されました。これにより、状況をふまえた新たなモデル給与制度を示して欲しいとの要望が本会へ多く寄せられました。

そこで、本会では「民間社会福祉施設における給与制度に関する調査」の結果や社会福祉法人、施設の経営改革の推進という今日的な状況をふまえ、平成16年10月に社会福祉施設における利用者サービスの質の向上を目的として、人事考課を取り入れた新たな人事給与制度の策定に向けた考え方（以下「東社協参考人事給与制度」）を示しました。

さらに、平成17年には東京都人事委員会が東京都職員の給料表を抜本的に変更したことに対応し、「平成18年度版」の「東社協参考人事給与制度」を示し、その後、東京都人事委員会勧告で給料表が改定されるたびに、毎年度、「東社協参考人事給与制度」を示してきました。

③社会福祉法人のガバナンス強化と人材確保に向けたキャリアパス構築の必要性

介護保険制度や障害者総合支援法の導入により、施設種別によっては措置費から報酬制度に人件費財源も変わり、また、人材確保のために様々な処遇改善加算が導入される中、民間社会福祉施設の給与制度は多様になってきています。

また、社会福祉法人においては、人材の確保や定着が大きな課題となる中、給与制度のみならず、キャリアパスを含め、人事考課、職員配置、研修制度など各法人の特性を

踏まえたトータルな人事管理・人材育成制度の構築が求められているところです。

このような状況下、平成 29 年 9 月に実施した「東社協参考人事給与与制度等に関する調査」において、各法人の給与制度について聞いたところ、6 割以上の法人が独自の制度を構築していました。それを踏まえ、平成 30 年度版からは、冊子での発行をやめて、ホームページでの公表としています。

④都内の福祉分野の給与相場として

東社協参考人事給与与制度は、東京都における一つの給与相場を示すものとしてお示ししているところですが、今後、各法人の特性を踏まえ、独自の給与制度構築とともにトータルな人事管理・育成制度の構築が社会福祉法人・施設には期待されています。

2 これまでの冊子名称と主な変更内容

名 称	説 明
平成 12～16 年度版東社協民間社会福祉施設モデル給与制度	平成 11 年 10 月に作成した平成 12 年度版東社協民間社会福祉施設モデル給与制度をもとに毎年東京都人事委員会の勧告等を踏まえて独自の改定率を導入し作成。平成 16 年度版は平成 15 年 12 月に作成。
東社協・民間社会福祉施設における新たな人事給与制度の策定に向けた考え方（平成 16 年 10 月発行。以下「平成 17 年度版」）	人事考課を導入した新たな人事制度と給与制度を一体化して提示した。給料表は東京都職員給料表を基にした東社協参考給料表（以下「参考給料表」）の作成方法を提示。
平成 18 年度版 東社協・民間社会福祉施設における新たな人事給与制度の策定に向けた考え方	平成 17 年東京都人事委員会勧告の内容を踏まえて従来の号給を 4 分割した参考給料表等を示した「東社協参考人事給与与制度」を改定
平成 22 年度版 東社協・民間社会福祉施設における新たな人事給与制度の策定に向けた考え方	平成 20・21 年東京都人事委員会勧告の内容を踏まえて、地域手当の支給割合及び 1・2 級統合への対応を含む「東社協参考人事給与与制度」の参考給料表等を改定
平成 23 年度版 東社協参考人事給与制度	平成 22 年東京都人事委員会勧告の内容及び平成 22 年度版の「東社協参考人事給与与制度」の参考給料表の内容を踏襲し、改定。本冊子を「東社協参考人事給与与制度」に改称。
平成 25 年度版 東社協参考人事給与制度	平成 24 年東京都人事委員会勧告の内容及び平成 24 年度版の「東社協参考人事給与与制度」の参考給料表の内容を踏襲し、改定。都の住居手当の見直しに伴う特殊な改定。
平成 27 年度版 東社協参考人事給与制度	平成 26 年東京都人事委員会勧告の内容を踏まえて、地域手当の支給割合及び 3・4 級の廃止と廃止に伴う新たな 3 級設置への対応を柱とする「東社協参考人事給与与制度」の参考給料表を改定。

名 称	説 明
平成 28 年度版 東社協参考人事給与制度	平成 27 年東京都人事委員会勧告の内容及び平成 27 年度版の「東社協参考人事給与制度」の参考給料表の内容を踏襲し、改定。各級における職責の差に応じてメリハリをつけた給料月額の引上げ
平成 31 年度版 東社協参考人事給与制度	平成 30 年東京都人事委員会勧告の内容及び平成 30 年度版の「東社協参考人事給与制度」の参考給料表の内容を踏襲し、改定。初任給を 1,000 円引上げ。初任給引上げのため、給料表の初任層を較差の範囲内で引上げ改定。
令和 5 年度版 東社協参考人事給与制度	令和 4 年東京都人事委員会勧告の内容及び令和 4 年度版の「東社協参考人事給与制度」の参考給料表の内容を踏襲し、改定。給料月額は、初任層の引上げに重点を置き、若年層について引上げ改定。
令和 6 年度版 東社協参考人事給与制度	・令和 5 年東京都人事委員会勧告の内容及び令和 5 年度版の「東社協参考人事給与制度」の参考給料表の内容を踏襲し、改定。給料月額は、初任層に重点を置きつつ、全級全号給について引上げ改定。
令和 7 年度版 東社協参考人事給与制度	・令和 6 年東京都人事委員会勧告の内容及び令和 6 年度版の「東社協参考人事給与制度」の参考給料表の内容を踏襲し、改定。給料月額は、初任層に重点を置いた大幅な引上げをはじめ、各級における職責の差に応じてメリハリをつけた引上げ改定。